

令和5年 第2回定例会:11月9日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

| ○招集告示⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ | 1 |
|---|-----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員 (10名) | 3 |
| ○欠席議員 (0名) | 3 |
| ○説明のため出席した者 | 3 |
| ○事務局職員出席者 | 3 |
| ○開 会 (午後 1時33分) | 4 |
| ○議事日程の報告 | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○会期の決定 | 4 |
| 議会運営委員長報告 | 4 |
| 採決 | 5 |
| ○議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明 | 5 |
| 行 田 邦 子 管理者 | 5 |
| 吉 田 明 夫 会計管理者 | 6 |
| 内 山 正 一 事務局長 | 9 |
| ○上程議案の質疑 | 9 |
| 質疑 6番 川 﨑 葉 子 議員1 | . 0 |
| 答弁 内 山 正 一 事務局長1 | . 0 |
| 質疑 5番 橋 本 祐 一 議員1 | . 1 |
| 答弁 内 山 正 一 事務局長1 | . 1 |
| ○上程議案の討論~採決1 | . 1 |
| ○一般質問 | . 2 |
| 6番 川 﨑 葉 子 議員1 | . 2 |
| 答弁 内 山 正 一 事務局長1 | . 4 |
| 再質問 | . 6 |

| Ī | 写答 | 弁・ | | • • • • • • | • • • • • • • | | | • • • • | •••• | • • • • • | •••• | • • • • • | • • • • | • • • • • | • • • • | • • • • | ••• | ••• | 1 | 6 |
|----------|-----------|----|--------------|-------------|---------------|-----|-----|---------|------|---------------|------|---------------|---------|-----------|---------|---------|-----|-----|-------|---|
| 0 4 | 寺定 | 事件 | 牛の | 委員 | 会付 | '託… | | | | | | | | | | | | | 1 | 7 |
| | 别 | 会 | (午 | 後 | 2 時 | 2 4 | 4分) | | •••• | | | | | | | | | ••• | 1 | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u> </u> | 署名 | 議員 | ∄ ··· | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 8 |

彩広清告示第5号

令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月9日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和5年10月30日

彩北広域清掃組合管理者行田邦子

令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和5年11月9日(木) 午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 令和4年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定につい

7

議案第9号 令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算 (第1回)

第4 一般質問

一般質問通告一覧

| 順 | 質問者氏名 | 質問事項及び内容 |
|---|---------|---|
| 1 | 川﨑葉子 議員 | 1 災害時に発生する家屋の残骸やがれきなど の廃棄物を一時保管する「仮置き場」について (1) 埼玉県清掃行政研究協議会「令和4年仮 設置き場・仮設トイレ等備蓄状況一覧」に よると、本組合で仮設置場とし下ルを確保 しているが、その経緯と具体的な場所について (2) 組合事業終了後、現状の仮設置場について (2) 組合事業終了後の小針クリーンセンターの 建物および敷地内に埋め立てた一般廃棄物及 び焼却灰等の処分について (1) スケジュールについて (2) 処分の費用について (2) 処分の費用について (3 本組合における基金積立金の考えは (1) 処分に必要となる費用負担を想定し、 基金に積立てを行っている組合もあるが、 本組合の考えは |

第5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 出席議員(10名)
 - 2番 駒 見 行 彦 1番 小 林 淳 一 議員 議員 3 番 小 泉 晋 史 議員 4番 福島ともお議員 川崎葉子 5番 橋 本 祐 一 議員 6番 議員 7番 田 中 和美 議員 8番 小林修 議員
 - 9番 梁瀬里司議員 10番 金澤孝太郎議員
- 欠席議員(0名)
- 説明のため出席した者
 - 行 田 邦 子 管 理 者 副管理者 並 正 木 年 吉 田明 夫 会計管理者 江 森 裕 一 参 与 髙 坂 参 与 清
- 事務局職員出席者
 - 事務局長
 内
 山
 正
 一

 主
 幹
 今
 井
 剛
 史

 書
 記
 福
 田
 延
 孝

午後 1時 33分 開会

○梁瀬里司議長 本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会定例会に ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

3番 小泉 晋史 議員

4番 福島ともお 議員

以上、2名の方にお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月2日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、議案第8号及び議案第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

「行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、秋の深まりを五感で感じる季節となり、地域の催し物も多く開催をされるようになってまいりました。そのような世間のにぎわいに水を差すことのないよう、今後も環境行政は停滞することなく進めていかなければなりません。本組合焼却施設の安定的なごみ処理の継続も求められます。議員各位におかれましても、組合事業への引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

本定例会においてご審議いただく案件は、決算認定及び補正予算の2議案となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明申し上げます。議案書の 1ページからでございます。

議案第8号、令和4年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入が5億9,372万5,165円、歳出が5億5,732万6,078円で、歳入歳出差引額は3,639万9,087円となっております。

なお、本件は既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書並びに関係 資料として、決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申 し上げます。

次に、議案書の4ページからとなりますが、議案第9号、令和5年度彩北広域 清掃組合会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講ずるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも2,000万円の増額でございます。歳出といたしましては事業費の追加となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び事務局長から説明いたしますので、 よろしくお願いいたします。

- ○梁瀬里司議長 次に、議案第8号の細部説明を求めます。――――会計管理者。 「吉田明夫会計管理者 登壇」
- **〇吉田明夫会計管理者** それでは、議案第8号、令和4年度彩北広域清掃組合会計 歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、別綴りの令和4年度歳入歳出決算書、歳入歳 出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の7ページ、8 ページをお願いいたします。

初めに、1款議会費の支出済額は、8ページの一番左の列になりますが、51万1,855円で、予算に対する執行率は73.75%となっております。1節報酬から12節委託料までは、組合議員の報酬、費用弁償及び組合議会運営に係る諸経費でございますが、9節交際費及び11節役務費につきましては、支出は

ございませんでした。

次に、2款総務費の支出済額は、8ページの中段になりますが、4,799万1,887円で、予算に対する執行率は91.6%となっております。1項1目一般管理費、支出済額の主なものとしましては、1節報酬は正副管理者の報酬、2節、3節、4節は組合職員5名の人件費、7節報償費は前副管理者への副賞代、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、本組合の管理運営に必要な各種システムの保守点検委託料やシステム機器の借り上げ及び利用料などでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の一番上、埼玉県市町村総合事務組合負担金は、組合職員3名の退職手当に係る負担金、9ページ中ほど、2項監査委員費は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出済額は5億882万2,336円で、予算に対する執行率は94.25%となっております。1目事業総務費は現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、10節需用費、備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する消耗部品等を購入したもの、12節委託料は施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づく測定検査業務の委託、13節使用料及び賃借料は事務機器や最終処分場用地の借上料、15節原材料費は施設の補修材等の購入をしたもの、11ページ、12ページにまいりまして、26節公課費は、ばい煙を排出する事業所に対し排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金でございます。

2目維持管理費は、現施設の維持管理に係る費用で、10節需用費は、受注生産が必要な特別仕様の部材や燃料の購入及び施設の補修や機械の修繕を行ったものでございます。12節委託料は、焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種業務の委託、13節使用料及び賃借料は施設内で使用する重機のリース、14節工事請負費は搬入道路舗装工事の施工、17節備品購入費は、焼却施設運転作業員用のオフィスチェア11脚を購入したものでございます。

次に、3目塵芥処理費は現施設の運転管理及び焼却灰等の処分費用で、10節 需用費の備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する薬品類を購入したもの、1 2節委託料は焼却施設の運転保守管理及び焼却灰等の処分に関する委託料で、不 用額は焼却灰の処分量が見込みを下回ったことによるものでございます。 4目地元対策費は、地元の環境保全事業を行っております2団体に対して交付金を支出したもの、5目基金費は、財政調整基金の定期預金運用利子を積み立てたものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。4款公債費、5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

一番下の欄、歳出の合計でございますが、支出済額は5億5,732万6,078円で、前年度対比5.28%の増、予算額に対する執行率は93.83%、不用額は3,662万9,922円となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

6ページ左から2番目の列が収入済額となりますが、1款分担金及び負担金は、組合規約に基づく行田市及び鴻巣市からの負担金、2款使用料及び手数料は主に事業系ごみの処理手数料収入、3款財産収入は財政調整基金運用利子収入、4款繰入金は財政調整基金の取崩し、5款繰越金は前年度繰越金、6款諸収入は預金利子及び雑入で、内訳は備考欄のとおりとなっております。

一番下の欄、歳入合計の収入済額は5億9,372万5,165円で、前年度 対比3.99%の増となっております。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、15ページをお願いいたします。区分1、歳入総額は5億9,372万5,165円、区分2、歳出総額が5億5,732万6,078円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた区分3、歳入歳出差引額は3,639万9,087円となります。この金額から、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源の合計額を差し引いたものが実質収支額となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源の計はゼロ円ですので、実質収支額は3,639万9,087円となります。

次に、16ページ、財産に関する調書についてご説明申し上げます。1、公有 財産、2、物品及び3、債権の決算年度中の増減はありませんでした。

4、基金については、1,600万円を取り崩し、運用利子9万2,573円を積み立てた結果、決算年度中増減高は1,590万7,427円の減となり、 財政調整基金の決算年度末現在高は1億6,416万312円となりました。 以上で、議案第8号についての細部説明を終わらせていただきます。

- ○梁瀬里司議長 次に、議案第9号の細部説明を求めます。 ――――事務局長。[内山正一事務局長 登壇]
- **〇内山正一事務局長** それでは、議案第9号について細部説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。議案第9号、令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算(第1回)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,018万8,000円とするものでございます。

まずは、歳入についてご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。4款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金が確定し、当初の見込みを上回ったため、財政調整基金の取崩しを1,100万円減額するものでございます。

次の5款繰越金1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金のうち3,100 万円を補正財源として計上するものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお願いいたします。まず、3款事業費1項3目塵芥処理費における補正は、特定財源として財政調整基金からの取崩しを見込んでおりましたが、前年度繰越金から一部財源充当ができることから、財源内訳において特定財源その他を1,100万円減額し、一般財源へ移行するものでございます。

次の3款事業費1項5目基金費は、前年度繰越金を財源とし、24節財政調整 基金積立金を2,000万円増額するものでございます。

以上で、議案第9号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いい たします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

——6番 川﨑葉子議員。

○6番 川崎葉子議員 6番、川崎葉子でございます。議案第8号、令和4年度の 決算につきまして質問をさせていただきます。

ページ数が11ページ、12ページになります。3款事業費1項事業費2目維持管理費10節需用費であります。その中で修繕料でありますけれども、修繕料が9, 868万2, 914円であることが示されており、またその一方で不用額といたしましては1, 179万8, 823円となっております。そこで、これまでの修繕料の推移について、1点目伺います。

また、先ほど管理者からのお話でもありましたけれども、本組合の事業が停滞 することなく安定した事業が求められるということであります。この修繕料につ きましては、大変重要であると思いますので、修繕計画などどのように立ててい るのかについて、2点目伺います。以上です。

- ○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。 ——事務局長。
- 〇内山正一事務局長 では、お答え申し上げます。

まず、維持管理費の修繕料につきましては、当初1億1,000万円を計上し、不用額は1,131万7,086円でございましたが、前年度2号炉で実施をした同規模の補修を1号炉で実施するべく例年より増額し、予算計上しました。当初予定した補修は実施できており、その他定期補修や緊急対応の補修なども合わせて大小24件の補修を行っております。年度末の緊急的な補修にも対応できるように500万円から700万円ほどは余裕を見ているものでございます。

また、例年7,000万円を基本に予算計上しておりまして、決算の推移、実績としましては、令和2年度5,900万円、令和3年度9,200万円、令和4年度9,800万円、また令和3年、令和4年のこの2年が例年にない1号炉と2号炉の基幹部分の補修を行ったものでございます。

あと、毎年行います定期補修を計画的に行っておりまして、点検結果などから そのほかの補修が必要かどうかも決めてございます。以上です。

- 〇梁瀬里司議長 再質疑ありますか。
- 〇6番 川﨑葉子議員 ありません。
- ○梁瀬里司議長 次に、質疑の通告がありますので、発言を許します。

———5番 橋本祐一議員。

○5番 橋本祐一議員 5番、橋本祐一です。議案第8号、令和4年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について質疑いたします。

歳入歳出決算書9ページ、10ページ、12節委託料の備考欄、下から3つの ばい煙等測定分析業務委託料、ダイオキシン類等測定分析調査業務委託料、最終 処分場浸出水ダイオキシン類等追加測定業務委託料が計上されておりますが、そ れぞれの測定の方法、そして測定の頻度についてお尋ねいたします。

- 〇梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。 ——事務局長。
- 〇内山正一事務局長 お答え申し上げます。

まず、ばい煙等測定業務分析委託料とダイオキシン類等測定分析調査業務委託料につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法等により測定しております。

また、最終処分場浸出水ダイオキシン類等追加測定業務委託料におきましては、 管理中の最終処分場の廃止に向けました県の指導によりまして、追加測定をして いるものでございます。

また、ばい煙等測定分析業務委託料及びダイオキシン類等測定分析調査業務委 託料につきましては、毎年検査を実施しているものでございます。以上です。

- 〇梁瀬里司議長 再質疑ありますか。
- ○5番 橋本祐一議員 ありません。
- ○梁瀬里司議長 他に質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論~採決

○梁瀬里司議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。 次に、順次採決いたします。

初めに、議案第8号、令和4年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者举手]

〇梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第9号、令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算(第1回)について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

△一般質問

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

——6番 川﨑葉子議員。

「6番 川﨑葉子議員 登壇]

○6番 川崎葉子議員 議席番号6番、川﨑葉子でございます。ただいま議長より お許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

1、災害時に発生する家屋の残骸やがれきなどの廃棄物を一時保管する仮置き場について、(1)埼玉県清掃行政研究協議会、令和4年仮設置き場・仮設トイレ等備蓄状況一覧によると、本組合で仮設置場として旧最終処分場跡地11,000平方メートルを確保しているが、その経緯と具体的な場所について。

近年の災害の激甚化により、災害に対する備えが重要ですが、8月2日付読売新聞によると、災害時に発生する家屋の残骸やがれきなどの廃棄物を一時保管する仮置場について、県庁所在地や政令市など主要109自治体の8割近くが必要面積を確保できていないことが分かりました。一方、埼玉県清掃行政研究協議会、令和4年仮設置き場・仮設トイレ等備蓄状況一覧によると、本組合では仮設置場として旧最終処分場跡地11,000平方メートルを確保しています。そこで、仮設置場設定に至った経緯と具体的な場所について伺います。場所は組合の持分として現在駐車場として使用しているところと考えますが、その面積は13,626平方メートルと認識しています。仮設置場として11,000平方メートルの確保ということですが、その数字の差と具体的な場所はどこなのか伺います。

- (2)組合事業終了後、現状の仮設置場についての考えは。現状の仮設置場については、いつまで設定されるのか、組合事業終了後についてはどのように考えるのか伺います。
- 2、組合事業終了後の小針クリーンセンターの建物及び敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の処分について、(1)スケジュールについて、(2)処分の費用について。

今構成市でそれぞれの異なる組合において新たなごみ処理施設の整備事業が検討されていることから、近い将来、小針クリーンセンターにおける共同処理の役割は終了することになります。その後の建物の解体や敷地内に埋め立てた一般廃棄物や焼却灰等の処分についてどう考えるのか。(1)として、スケジュールについて、(2)として、処分の費用についての考えを伺います。

3、本組合における基金積立金の考えは、(1) 処分に必要となる費用負担を 想定し、基金に積立てを行っている組合もあるが、本組合の考えは。

令和5年10月1日から組合規約変更に伴い、運営管理に係る経費については、平等割については100分の15、ごみ量割は100分の85となり、令和5年度組合会計予算の構成市負担金額の内訳は、行田市負担金は2億9,023万4,000円から3億1,355万8,000円へ、鴻巣市負担金は1億4,682万2,000円から1億2,349万8,000円へ修正されました。組合事業終了後の処分に係る費用についても構成市で協議の上、負担していくと考えられますが、費用負担については多額の費用が予想されます。

先日視察に行った寝屋川市クリーンセンターを例に挙げると、焼却施設は同じ 敷地内での建て替えで、旧施設の解体費用は約8億9,000万円でした。なお、 解体後はストックヤードとして使用するため、国の補助金も活用できていました。

こうした費用負担を想定し、基金に積立てを行っている組合もあると聞いていますが、本組合としては過去の一般質問答弁によると、積立金の考えがないこと、解体等については各構成市で積み立てていること、本組合としては運営管理においてできる限り財政調整基金を積み立てていく考えなどが示されています。令和4年度決算によると、財政調整基金は1億6,416万312円です。財政調整基金の性格上、大規模災害等があった時などに運用するものと認識しており、今

後本組合として基金の積立てが必要と考えますが、見解を伺います。以上です。

○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。 ——事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

〇内山正一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

はじめにご質問の1番目、災害時に発生する家屋の残骸やがれきなどの廃棄物を一時保管する仮置き場についての1点目、埼玉県清掃行政研究協議会、令和4年仮設置き場・仮設トイレ等備蓄状況一覧によると、本組合で仮設置場として旧最終処分場跡地11,000平方メートルを確保しているが、その経緯と具体的な場所についてでございますが、埼玉県清掃行政研究協議会は、現在埼玉県内の市町村63、関係一部事務組合21団体、及び埼玉県が会員となっておりまして、ご質問の仮置場・仮設トイレ等備蓄状況一覧につきましては、同協議会がごみ処理施設やし尿処理施設における不慮の事故や災害時の一般廃棄物処理に係る広域的な相互応援に関する事業として、平成5年度から始めた県内協力体制事業の一環であります災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づく毎年実施の調査結果をまとめたものでございます。

その経緯とのことでございますが、平成5年度以降現在に至るまで、当該地は 旧最終処分場跡地である組合の敷地であり、協議会の県内協力体制事業としての 災害時における相互支援という目的に照らして、災害廃棄物の仮置場として利用 可能との回答を行っているものでございます。

当該地の面積と具体的な場所につきましては、皆様にお配りしてございます令和4年度の決算付表の1ページに記載されておりますのでご覧ください。当該地の面積と具体的な場所につきましては、決算付表の1ページにございます財産内訳の1、土地の表におきまして、地番小針字埜通888-1、面積3,530.5平方メートル、及び地番889-1、面積5,047.86平方メートル、及び地番890-1、面積5,047.89平方メートル、合計で13,626.3平方メートルが、旧最終処分場跡地でございまして、具体的には、当組合の入り口から搬入路を進みまして、100メートルほど進んでいただいた右側一帯、自動販売機がございまして、手前が入り口となっておりますが、搬入路より1.5メートルほど高くなった所でございます。本日も駐車スペースとして一部ご利

用いただいている場所でございます。仮置場として利用可能な部分は、盛土がされた平坦な部分であり、その概算の面積が約11,000平方メートルとのことから、協議会の調査回答では11,000としております。

次に、2点目の組合事業終了後、現状の仮設置場についての考えはについてでございますが、当該地は、これまで災害廃棄物の仮置場としての利用実績はございませんが、本組合といたしましては、当該地の形質変更等がない間は、これまで同様の回答を行っていくものと考えております。なお、組合解散後となりますと、土地の所有者が組合ではなくなることが想定されることから、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

次に、ご質問の2番目、組合事業終了後の小針クリーンセンターの建物及び敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の処分についての1点目、スケジュールについてと、2点目、処分の費用についてにつきましては、一括の答弁とさせていただきます。

本組合といたしましては、敷地内に埋め立てた焼却灰等の処分についてでございますが、現在管理を続けている最終処分場を除き、既に廃止が済んでいる旧最終処分場につきましては、現在のところ、掘り起こしや処分といった予定はございません。また、建物等の処分費用につきましては、現在試算はしておりませんが、組合規約に基づき、構成市にご負担をいただくことになるものと理解をしております。

次に、ご質問の3番目、本組合における基金積立金の考えはの、処分に必要となる費用負担を想定し、基金に積立てを行っている組合もあるが、本組合の考えはについてでございますが、各年度における構成2市の負担金額に、大幅な変動がないように調整を図る目的で設置をした基金でありますので、事業費の大幅な増となる大規模な施設補修や電気代の急激な高騰などがない限りは、取り崩さずに運用をしていきたいと考えております。現在、本組合といたしましては、処分費用に充てることを目的とした新たな基金の設置は考えておりません。目標積立額は設定しておりませんが、積立て可能な剰余金は、引き続き積み立てていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇梁瀬里司議長 再質問ありますか。 ——6番 川﨑葉子議員。
- ○6番 川崎葉子議員 何点か再質問をさせていただきます。

まず、2番の組合事業終了後の小針クリーンセンターの建物及び敷地内に埋め立てた一般廃棄物及び焼却灰等の処分についてということであります。こちらの処分の費用についてですが、建物等の処分費用は、現在試算していないということでしたが、これは組合として試算する考えがない、あるいは試算する必要がないということなのか、考えを伺います。

続いて3番、本組合における基金積立金の考えはについてですが、処分費用に 充てることを目的とした、基金の設置は考えていないということですが、そのよ うな基金を設置している例は他にあったのか伺います。

また、これは全体を通してということになりますが、答弁を聞いてまいりますと、そもそも処分費用については、組合が関わる問題ではないと、そのような答弁であると受け止めましたが、そういう理解でいいのかどうか伺います。以上です。

- ○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。 ——事務局長。
- 〇内山正一事務局長 再質問に順次お答え申し上げます。

まず、建物等の処分費用の試算について、組合としましては試算する考えがないのかというご質問でございますが、繰り返しになりますが、本組合といたしましては、現在試算しておりません、ということでご回答させていただきます。

続きまして、解体処分等を目的としました基金を持つ他の団体はあるのかにつきましては、埼玉県内の新ごみ処理施設建設を予定の4一部事務組合、また新ごみ処理施設稼働後に解散が予定されております1一部事務組合に当該基金の有無を確認しましたところ、どの団体も基金を設置していないということでございました。

続きまして、解体の処分費用につきまして、組合が関わる考えがないのかについてでございますが、こちらも繰り返しになりますが、本組合といたしましては、現在、処分費用に充てることを目的とした、新たな基金の設置は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

[「答弁漏れ」と呼ぶものあり]

- 〇梁瀬里司議長 答弁漏れ。——6番 川﨑葉子議員。
- ○6番 川崎葉子議員 2番のですね、これは組合として試算する考えがない、試算する必要がないというそのような理解で良いのか、とお伺いをいたしました。それに対し繰り返しで、組合として現在試算をしていないというお答えでありました。現在のことは分かっております。今後のこととして私は聞いておりますので、改めまして、組合として試算する考えはないということなのか、試算する必要はないということなのかを、はっきりとお答えをいただきたいと思います。
- ○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。 ——事務局長。
- 〇内山正一事務局長 お答え申し上げます。

組合として試算する考えはないかというご質問でございますが、予定のないもの、また未定のものに関しましては、現時点で試算はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。 お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に

関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと 思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項 については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

午後 2時 24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

彩北広域清掃組合議会議員

小泉晋史